

論文

SECによるIFRSの組み込み検討のための 「ワーク・プラン」とその進捗状況

満井 美江

はじめに

米国は、自ら世界的に最高水準の品質と誇る、詳細な米国会計基準を開発してきたが、2001年のエンロン事件により、あまりに詳細な規定、すなわち細則主義（rule-based）の会計基準が、却ってこれを回避する抜け道を許し、粉飾決算による大きな弊害を招くという苦い経験を味わった。この経験に対する強い反省から、いわゆる企業改革法としてのサーベインズ・オックスリー法（Sarbanes-Oxley Act of 2002、以下SOX法）が立法化されるに至り、その法規定やアメリカ議会から、会計基準を見直すように要請を受けたアメリカ証券取引委員会（Security and Exchange Commission、以下、SEC）は、細則主義と、原理・原則のみを会計基準にしておく、いわゆる原則主義（principles-based）との比較検討を行った。訴訟の頻発する米国において、発行体・監査人・規制当局にとって、現実としては、明確な指針や基準は不可欠なものであることから、SECは、「原則（のみ）主義（principles-only based）の会計基準では、不十分であって、本来の原則主義（principles-based）または目的志向主義（objectives-oriented based）によるべきである」旨の方向性を示した報告書を発表し、以降、米国の会計基準設定主体である財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board。以下、FASB）を中心に、会計基準の改廃等をはじめとする改革のための努力が継続されているが、未だその途上にある。⁽³⁾

一方で、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards、以下、IFRS）は、会計処理の基本となる原則のみを規定する原則主義あるいはこれに近いものとされている。⁽⁴⁾ 2002年より、FASBは、IFRSの基準設定主体である国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board、以下、IASB）と、国内外の財務報告において利用できる高品質かつ互換性のある会計基準を規制することに合意し（いわゆる「ノーウォーク合意」）、現状は細則主義である米国会計基準と、原則主義のIFRSのコンバージェンス・プロジェクトを推進中である。目下の国際的な状況として、2010年11月11日のソウル・サミット会議における声明文において、「単一の一組のグローバルな会計基準」への支持（具体的には、2011年末までの「コンバージェンス・プロジェクト」の完了）も再確認されており、米国にとって、IFRSの自国の財務報告基準への組み込みの検討は、自国の会計基準を高度なものとすることと並行して、喫緊に取り組まなければならないこととなっている。⁽⁵⁾

以上のとおり、米国は、米国会計基準の改革とともに、米国資本市場との関係者の利益に資する財務報告基準として、いかにして原則主義のIFRSを、自国の細則主義から目的志向主義に改革中の財務報告システムに組み込んでいく（incorporate）か、関係者の意見・協力を得ながら、具体的に検討し、計画を立て確實に取り組んでいかなければならない状況にある。米国は、2008年11月、IFRSの組み込みの可否について、検討を推進するための行程表として、「ロードマップ案」（165頁に及ぶ詳細なもの。70に渡る様々な事項について、コメント・レターも募集。詳細後述）を公表しており、現時点（2011年1月）迄に明らかになっているスケジュールでは、2011年中に、IFRSの組み込み可否の正式決定を行うこととしている。最近の重要な動向として、米国資本市場の制度設計と規制監督を担うSECは、2010年2月、IFRS組み込み検討の具体的な計画詳細を「ワーク・プラン」

として文書化・公表し、次いで、同年10月、計画の進捗の中間報告として「プログレス・レポート」を公表した。これらの2つの公表物は、非常に詳細かつ具体的であり、また、SECが広く市場関係者から募ったコメントも含まれている。

本稿は、IFRSの動向に決定的な影響力を持つ米国の最新の状況を把握し、細則主義をとってきた米国が、原則主義のIFRSの組み込みに対して、現実的・具体的に、何を懸念として認識しているか、また、それらに対して、いかに検討・準備しようとしているかについて、米国資本市場の制度設計・規制監督主体であるSECの取り組みに注目し、2010年にSECが公表した「ワーク・プラン」と「プログレス・レポート」の詳細を紹介・分析することを目的とする。⁽⁸⁾

翻って我が国においては、米国同様、会計基準は細則主義とされており、また、2012年前後に、IFRSの強制適用時期等の判断を予定していることから、状況が近似する局面も多い。いかにして我が国の財務報告システムに組み込んでいくかについては、金融庁・企業会計基準委員会・企業会計審議会・公認会計士協会等、法制担当者・会計基準設定主体・関係者等による議論・検討が進められているところであり、2009年6月16日、企業会計審議会企画調整部会が公表した17頁の報告書「我が国における国際会計基準の取扱について（中間報告）⁽⁹⁾」が、「日本版ロードマップ」と位置付けられている。その後、同審議会等を中心に、議論・検討が進捗しているものの、未だ、米国「ワーク・プラン」および「プログレス・レポート」に類する成果物の公表には至っていない状況にあることから、先行する米国の状況の把握・分析・評価を行い、米国と我が国との相違を踏まえたうえで、我が国のIFRSの組み込みについての議論・検討を推進するに際しての参考資料の一つとすることをねらいとしたい。

I 「ワーク・プラン」と「プログレス・レポート」の概要

1 2010年 SEC の声明および「ワーク・プラン」公表に至る経緯

米国が、IASB の作成・公表する IFRS を、いかにして自国に組み込んでいくかを検討するに際しては、アメリカの「一般に公正妥当と認められた会計原則（U.S. Generally Accepted Accounting Principles、以下、U.S. GAAP）」の設定主体である FASB はもちろんのこと、アメリカの企業会計の規制・制度設計に大きな役割を占めている SEC が、重要な役割を果たしている。

SEC による IFRS 組み込みの検討に関する具体的かつ明確な動きは、2005年、SEC のニコライセン（Donald T. Nicolaisen）主任会計士（当時）が取りまとめて公表したレポート「A Securities Regulator Looks at Convergence⁽¹⁰⁾（以下、ニコライセンの「ロードマップ」）」が原点であるとされている。その後、SEC は、FASB と IASB による「高品質な会計基準の確立」を目指す共同プロジェクトの動向をにらみつつ、また、SEC 内および市場関係者との討論を進め、2008年11月14日、グローバルな資本市場及び米国投資家の利益に資することを目的に、2014年12月15日以降終了の会計年度からの米国の発行体への IFRS の強制適用を可能とするため、集中的に取り組むべき課題の討議・検討結果として行程表案（「Roadmap for the Potential Use of Financial Statements Prepared in Accordance with International Financial Reporting Standard by U.S. Issuers ; Proposed Rule, November 14. 2008（以下、ロードマップ案）」）を公表し、多くの分野について、広くコメントを求めた。

SEC は、ロードマップ案に対して寄せられたコメント・レターや、その後の国内外の IFRS を巡る動向・議論等をさらに分析・検討した。そして、米国の発行体の財務報告システムに IFRS を組み込むための適切な進路に関

⁽¹⁴⁾

する意思決定を裏付けるために行わなければならない作業について、透明性のある形で示すためには、移行の範囲・時期及び方法を含んだ、より包括的な作業計画書が必要であると考えるに至り、このような目的のため、SECは、主任会計官局のスタッフに対し、SEC内の他の部局とも適宜相談した上で、「ワーク・プラン」を策定し、これを実行に移すことを指示した。⁽¹⁵⁾ この一連の活動を公表するものとして、SECは、2010年2月24日、26頁に及ぶコンバージェンスおよびグローバルな会計基準の支援における委員会声明 (Commission Statement in Support of Convergence and Global Accounting Standards) と、42頁に及ぶワーク・プラン (Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers、以下、「ワーク・プラン」) を発表した。

2 委員会声明の概要

委員会声明において、SECは、「単一の高品質なグローバルに認められた会計基準への支持を表明するが、ロードマップ案で言及していた2009年12月以降に米国の上場企業に認めていた早期適用は撤回する」こと、「IFRSを米国の財務報告システムに組み込むかについて、2011年に決定する日程は不变とする」こと、「その決定迄には、SECおよびコメント・レターの提出者によって、懸念があると認識されている分野について、調査・分析や議論、すなわち『ワーク・プラン』の実施が必要であると考えている」こと等を強調した。⁽¹⁶⁾

委員会声明は、「ワーク・プラン」を遂行・完了することにより、IFRSの組み込みの可否を検討するための詳細な情報が得られ、IFRSを米国の発行体に対して強制適用するか否かの意思決定を行うことができると述べており、委員会声明で指摘された懸念のある分野として、A. 米国内の報告シス

テムに対する IFRS の十分な開発及び適用（内容として、3つの領域：1. 包括性、2. 監査可能性・強制可能性、3. 一貫性と高品質な適用）、B. 投資家の利益のための独立した基準設定、C.IFRS に関する投資家の理解および教育、D. 会計基準における変更によって及ぼし得る米国の規制環境への影響の検証、E. 会計システムや契約上の取り決めに対する変更、コーポレート・ガバナンスの検討および訴訟の偶発性を含めた、大・小規模の発行体に対する影響、F. 人材資源の準備 の 6 つを挙げた。そのうち、A. と B. は、IFRS を組み込むか否か、C. 以下は、IFRS の組み込みをいかに実行するか、に関するものである。

この 6 分野は、いずれも IFRS の組み込みに向けて、解決や準備が必要な分野であるが、特に、D. と E. は、冒頭にも記したとおり、細則主義の会計基準や、訴訟リスクを抱える米国特有の事情を反映したものといえる。詳細は後述するが、米国内の関係者にとって、これらの分野において、十分な解決や準備が未達のまま IFRS が組み込まれた場合、その影響により発生するコストや不利益が、IFRS を組み込むことによって享受する利益に見合わない可能性も十分懸念される。SEC が IFRS を米国会計基準に引きよせるよう最大限に働きかけを行い、成功したとしても、これらの分野における解決や準備は、基本的に、それぞれの関係者が主体的に対応していくものであって、IFRS の組み込みによる影響に対し、関係者は不利益を被る結果となるないように準備を要するし、また、SEC も、関係者の準備の進捗を確認した上でなければ、組み込みは成し得ないであろう。その意味で、C. と F. も、二次的に SEC が把握すべき重点分野である。

SEC は、関係者との緊密な連携や意見の集約・調整を図りつつ、IFRS の組み込みに向けて関係者への周知・働きかけを行い、関係者の準備が十分に行われる見込みであることを見極めた上で、IFRS の適用にゴー・サインを出さなければ、米国資本市場の不利益は免れないという、実質として非常に

大きなミッション・責任を負っている。よって、各分野の懸念に対し、SEC は、極めて具体的な対応を計画・実施し、適時に公開ベースでの説明も行わなければならないこととなる。

SEC は、上記 6 分野について、懸念された事項を分類・明確化し、それぞれ数点の領域・要素にまとめ上げ、SEC のスタッフに調査・分析を指示した。委員会声明文の添付文書（Appendix）である「ワーク・プラン」が、この指示内容である。SEC は、スタッフに対して、公開会議において定期的な進捗状況についてレポートを提出することを予定し、最初のレポートは、遅くとも2010年10月までに提供するとした。その後、予定通り、2010年10月29日、詳細後述する「プログレス・レポート」が公表されるに至った。

3 「ワーク・プラン」の概要

「ワーク・プラン」では、委員会声明で特定された懸念のある前述の 6 分野（A.～F.）に対して、それぞれの分野の SEC および寄せられたコメント・レターにおいて呈された意見・懸念等を踏まえ、更に数点～7 点の領域に整理し（但し、分野 C. は特段の領域なし）、スタッフが、これらに沿って、具体的にどのような調査・分析を行っていくかを詳細に記載した。分野毎の領域は、「A. 米国内の報告システムに対する IFRS の十分な開発および適用」については、①IFRS の包括性、②IFRS の監査可能性および強制可能性、③管轄内および管轄に渡る IFRS 財務諸表の比較可能性、「B. 投資家の利益のための独立した基準設定」については、①IFRS 財團の監視、②IFRS 財團およびIASB の構成、③IFRS 財團の資金調達、④IASB 基準設定プロセス、「D. 規制環境への影響」については、①SEC がミッションを遂行する方法、②業界規制当局、③連邦税と州税への影響、④法定配当と株式買戻制限、⑤監査規制と基準設定、⑥ブローカー・ディーラーと投資会社の報告、⑦公開会社 対非公開会社、「E. 発行体への影響」については、①会

計システム、統制および手続、②契約上の取決め、③コーポレート・ガバナンス、④訴訟の偶発性の会計、⑤小規模発行体対大規模発行体、「F.人材資源の準備」については、①教育およびトレーニング、②監査人の能力のとおりである。

詳細は次章に記載するが、6分野のうち、特にSECが「ワーク・プラン」において、頁数を割いて詳細な説明を行い、重要な分野であるとの姿勢を示しているのが、A、B、D、Eの分野である。既に述べた通り、A、Bは、そもそもIFRSを米国の財務報告システムに組み込むか否かの前提となる条件付けであり、D、Eは、IFRSを組み込むに当たり、いかに実行に向けて準備を行うかに関するものである。よって、A、Bにおいては、SECがIFRSを組み込むか否かの判断に際しての基準やプロセスの明確化という観点からと推測されるが、これまでの分析や議論、ロードマップ案策定時にSECが持っていた認識により指摘した論点およびロードマップ案に寄せられたコメント・レターの内容について、詳しく整理・紹介しつつ、かなり具体的に絞り込んだ論点が提示されている。2008年のロードマップ案におけるタイム・スケジュールに対して、今後変更がなければ、SECは、2011年中に、2015年においてIFRSを採用するかを決定することになっている。「ワーク・プラン」の発表は2010年2月であるから、SECの「ワーク・プラン」の実行にあたり、スタッフは、関係者の協力を得ながら、相當に力を注いで対応していくものと推測される。

D、Eにおいては、ロードマップ案策定時にSECが持っていた認識およびロードマップ案に寄せられたコメント・レターの内容が提示されていることは同様であるが、比較的幅広な領域をカバーするかたちで、各領域におけるIFRSの組み込みによってもたらされる可能性のある影響とその分析または評価、組み込みに際して必要な変更の範囲・計画の確定や時間見積もりを中心として、スタッフに指示がなされている。これらについては、IFRSの

組み込みの決定時点で、あるいは、いかに組み込むかの範囲や詳細が固まらなければ、確定・見積もりが難しいものもあると推測されるため、どちらかといえば、問題解決のためのアプローチ・方向性の提示といった傾向が強いように思われる。各領域に対する具体的な要素の特定や、各領域・要素に対してスタッフが行うべきこと・手法等も含めて、スタッフが推進していくことを指示されているもの、と解釈することも可能であろう。よって、C.以下の分野については、「プログレス・レポート」またはその後続のレポートにおいて、より詳細が明確になっていくものと考えられる。

4 「プログレス・レポート」の概要

「ワーク・プラン」で、SECのスタッフに指示された、懸念される6つの分野に関し、調査・分析等を行うべき各領域における進捗については、前述のとおり、SECが自ら報告の期限を切った2010年10月、予定通りに「プログレス・レポート」として公表された。同レポートは、総頁数40頁に及ぶ詳細なもので、「ワーク・プラン」によって提示された各分野・領域に対し、SECのスタッフは、その進捗の状況を、また、調査・分析内容が進んでいるものについてはその内容を、推進中あるいは今後取り組み予定としている場合は、その旨を報告している（詳細は、次章に記載する「ワーク・プラン」の詳細に沿って言及する）。

「プログレス・レポート」中、懸念される6分野のうち、多くの頁数を割いて詳細な説明を行っているのは、「ワーク・プラン」同様に、A、B、D、Eの分野である。特に、A、Bの分野においては、前述したとおり、「IFRSを組み込むか否か」に関連する、さし迫った2分野であるため、分野毎の章の後段に「予備報告（Preliminary Observations）」として、発表の時点迄に明らかになった情報や意見等も、整理して記載している。発表時点の進捗状況としては、SECの「IFRSを組み込むか否か」の決定に向けた判断基準

明確化のため、更に実施すべき分析の詳しいステップや、調査・分析中またはこれから取り組む予定である対象資料や、見解を分析・聴取予定である市場関係者の特定先等について明確化しており、SECが、自ら果たす説明責任において重要とした透明性の点において、スタッフの努力と積極的な対応の姿勢が表れていると言える。

D、Eの分野に関しては、「プログレス・レポート」において、領域によるSECの取扱の濃淡が表われている。特に、一旦、対象領域として「ワーク・プラン」に記載された「D.④法定配当および株式買戻制限」については、「プログレス・レポート」では取り扱いがない。「プログレス・レポート」において、取り扱われない事情に関し、特段の説明が見られないため、理由は不明である。⁽¹⁷⁾ SECが取り扱うべき範囲を明確化するため、SECおよび関係当事者が懸念を覚えた領域は、まず俎上に挙げておき、調査・分析・検討の結果、除外するとの判断に至る、というアプローチをとることもあり得るが、「プログレス・レポート」へ明確なかたちで、どのような分析・検討の結果、除外した（或いは、分析・検討中である）等の記載は必要であろう。

次章では、「ワーク・プラン」と「プログレス・レポート」の詳細を紹介する。冒頭に述べた通り、「米国が、原則主義のIFRSの組み込みに対して、現実的・具体的に、何を懸念と認識しているか、それらに対して、いかに検討・準備をすすめようとしているのか」を明確に把握するという視点に立ち、具体的には、委員会声明で指摘された懸念のある6分野の分野毎に、まず、「ワーク・プラン」において言及されている、ロードマップ案においてSECが指摘した、当該分野における前提状況や懸念、ロードマップ案に対して寄せられたコメント・レターが指摘した懸念・主張を提示し、各要素の詳細を提示する。次に、「プログレス・レポート」において報告された、SECのス

スタッフによるプランの進捗状況を取りまとめて述べ、内容や進捗によって分析や評価が可能な場合は、言及することとする。

なお、「プログレス・レポート」と「ワーク・プラン」において取扱が少ない「C.IFRSに関する投資家の理解および教育」と「F.人材資源の準備」の2分野は、「プログレス・レポート」においても、これからスタッフの調査・分析を行うこととする要素を提示した進捗状況にあり、今後の進展を待って、別の機会に報告するものとして、今回は割愛する。また、本稿では、前述の視点に立つことから、「プログレス・レポート」中の「A.米国内の報告システムに対するIFRSの十分な開発および適用」と「B.投資家の利益のための独立した基準設定」の「予備報告」の内容詳細自体を分析・評価することはせず、必要な範囲で取り扱う。

II 「ワーク・プラン」と「プログレス・レポート」詳細

1 米国国内報告システムに対するIFRSの十分な開発および適用

(1) IFRSの包括性

「ワーク・プラン」によれば、ロードマップ案におけるSECの指摘は、「IFRSは、特定（共通支配下にある取引、資本再編取引、企業再建、支配権移転によらない少数株主の買い取り等）の領域や、特定の産業（公益事業・保険・資源採取・投資会社は、IASBが開発中）において、米国基準ほど開発されておらず、指針が提供されていない」ことであった。そこで「ワーク・プラン」では、スタッフが実施すべき分析等の要素として、①IFRSのガイダンスがない領域の棚卸、②発行体、監査人、投資家の対応状況の分析、③発行体、監査人、投資家が、IFRSのガイダンス追加により利益を得る領域特定の3つを特定した。

上記要素に対し、「プログレス・レポート」において、スタッフは、U.S.GAAPとIFRSを比較中であり、海外の規制当局に対して行う実地調査

(outreach) にも期待があること、また、IFRS には、規範的基準が少ないこと、そのためガイダンスは追加されること、特定分野のガイダンスが欠落していることは是非に関して、関係者の見解を照会中である旨、進捗報告を行っている。

冒頭でも述べた通り、米国会計基準の細則主義が修正の方向性にあるとしても、明確な指針・基準のガイダンスがなければ、訴訟リスクを抱える米国の発行体・監査人・規制当局が IFRS に対応することは困難である。そこで、SEC としては、全ての分野に渡る IFRS 組み入れに関わるガイダンスは不要であるが、関係者が利益を得られる分野を特定し、ガイダンスの整備を検討している動きが推測される。

（2）IFRS の監査可能性および強制可能性

「ワーク・プラン」によれば、ロードマップ案における SEC の指摘は、「IFRS は、指針が詳細でないため、監査可能性および強制可能性において、課題が生じる可能性がある」とするものであった。この領域に関するロードマップ案に対するコメント・レターでは、「監査可能性および規制可能性において、ご都合主義的会計のリスク、比較可能性の減少、監査人・規制当局や投資家により不公正であると批判される可能性」が懸念された。そこで「ワーク・プラン」では、IFRS の財務諸表の監査可能性および強制可能性について、①IFRS 財務諸表の監査可能性と IFRS の強制可能性に影響を与える要因の分析、②IFRS 貢務諸表の整合的な監査と IFRS の強制可能性に影響を与える要因の評価、③IFRS 貢務諸表の監査可能性・強制可能性の改善や整合的な監査・強制を促進する潜在的变化の特定 の 3つの要素を特定し、データを収集して分析等を行うこととした。

上記要素に対し、「プログレス・レポート」によれば、スタッフは、「IFRS による財務諸表や強制可能性における監査・規制当局の課題、エラー修正や会計関連の是正訴訟の傾向、監査人・民事証券訴訟人および規制当

局によるこれらの異議申立ての実際の取扱状況に対する分析・評価を実施中である。実施に際しては、海外の発行体や規制当局のケースも分析・検討の対象とし、また、監査人・民事証券訴訟人および規制当局監査人が、どのように課題に取り組んでいるか等についても、実地調査を行っているところである」旨の進捗報告を行っている。

「プログレス・レポート」の進捗報告を見るに、(1) IFRS への包括性においても言及したが、監査および強制可能性の領域においても、「訴訟に耐えられるか否か」が、米国にとって IFRS の組み込みの可否を判断する際の決定的な要素となっていることが伺える。

(3) 管轄内および管轄に渡る IFRS 財務諸表の比較可能性

「ワーク・プラン」によれば、IFRS の財務諸表が、管轄内および管轄に渡って、どの程度比較可能であるかを分析するため、①グローバル・ベースで IFRS 財務諸表の比較可能性に影響を与える要因の分析、②IFRS 財務諸表の、実務上の比較不可能性の範囲と、それに対して投資家がいかに対応するかの評価、③投資家に最大の利益を提供するため、IFRS 財務諸表のクロスボーダー・ベースでの比較可能性を改善する方法の特定 の 3 つの要素を特定し、分析等を行うこととした。

上記要素に対し、「プログレス・レポート」では、スタッフは、「IFRS と U.S.GAAP を比較分析したところ、詳細なルールは均一性を低下させるので、経済的類似取引の報告は比較可能性が低下するが、詳細でないガイドンスのみでは、この比較可能性の低下を埋め合わせできない」旨を報告している。そして、「IFRS の比較可能性を向上させるための分析について、多くの段階を踏んで実施する」こととした。具体的には、以下の 5 つに分けて説明している。

まず、最初に、「他の管轄における財務報告フレームワークへの有効なアプローチ方法を特定すべく、他の管轄においては、資本市場規制当局の主権

・国の基準設定主体および他の会計基準設定に責任のある団体に関連して、フレームワークの財務諸表に IFRS をどのように組み込んでいるか、また、その影響について評価する」こととして、現在、スタッフは、海外の規制当局の公開情報を収集・確認中である。2番目に、「IFRS の財務諸表のレビュー・海外の規制当局を観察することにより、複数の産業・管轄に渡る場合の IFRS 準拠・比較可能性の傾向を特定する」ことを予定している。3番目に、「業界・監査人、国の基準設定主体、規制当局による公表済の解釈ガイドが、管轄に渡る IFRS 財務諸表の比較可能性を向上させているのか、あるいは低下させているのかについて決定する」こととし、現在、スタッフは、そのための調査を実施中である。4番目に、「監査および規制当局による比較可能性の推進プロセスの有効性について理解・評価する」ことに、現在、スタッフは注力中であり、「これらのプロセスに、監査法人が、顧客ベースでは事実上同一パターンであっても、管轄内および管轄に渡る場合に生じる差異を管理するために利用しているものや、証券規制当局間の情報共有に関するものも含まれている」としている。また、スタッフは、「海外の規制当局への実地調査、監査法人へのインタビュー、SEC 自らの経験事例等を通じて、情報を収集中である」とも報告している。最後として、「レポート、公表物、コメント・レターによる要求およびインタビュー（財務諸表の比較可能性において、最も重要な分野や、比較可能性の減少をどのように補い、また、改善に向けた潜在的な推奨に関するもの）調査により、関係者の見解を取得する」途上にある旨を報告している。

以上のとおり、SEC は、「IFRS と U.S.GAAP の比較検討の結果、比較可能性においても、詳細なガイドが必要であると推測している」とこと、「比較可能性の向上のためには、どの分野に何が必要であるかの特定を要することから、関係者に対する実地調査を行っている」とこと、「分析は 5 つの詳細な段階を定めて実施すること等、詳細かつ具体的な説明とともに、こ

の分野におけるSECの見解や積極的な取り組み姿勢を強調している。また、本分野の調査・分析の中途経過についても、後述のとおり、予備報告として成果の一部が報告されている。グローバルな資本市場における発行体の財務報告の比較可能性向上こそがIFRSの存在・適用の意義であることから、特にこの比較可能性の領域においては、「IFRSの組み込みの結果、十分な利益（すなわち比較可能性の向上）が米国の関係者にもたらされるか」という論点に対して、SECは、確実に調査・分析を行い、説明責任を果たすことについて、強く意識していると推測される。

(4) 「プログレス・レポート」の予備報告

この分野について、「ワーク・プラン」では、(2) IFRSの監査可能性および強制可能性、(3) 管轄内および管轄に渡るIFRS財務諸表の比較可能性の2つの領域において、海外のケースも調査・分析・検討の対象としており、「プログレス・レポート」では、実施した調査結果を踏まえ、予備報告を行っている。予備報告によれば、既にIFRSを組み込むアプローチを明確に示している国々について調査・分析を行い、以下表の通り分類できるとしている。これによれば、IFRSを強制適用する国は極めてマイナーであって、殆どは「各国・地域毎に国内の同意プロセスを経てIFRSを組み入れている」ということが明確化された。

表

大分類	小分類	採用国
1. Adoption of IFRS (IFRSの強制適用)		(18) (極めて少ない)
2. Use IFRS after Some Form of a National Incorporation Process (国・地域毎の取り込み プロセスを経たIFRSの利用)	(1) Convergence Approach (IFRSの強制適用にコミットせず、収斂を進める)	中国
	(2) Endorsement Approach (各国・地域毎に、IFRSへの同 意プロセスあり)	EU、オーストラリア (非常に多い)

報告書中、分類毎のメリット・デメリット等のコメントが述べられているが、米国がどれを選択すべきかといった特段の方向性の言及は見られない。IFRS の組み込みのアプローチは、根本的な問題であることから、その検討は、（1）～（3）の各領域および他の分野についても、十分な調査・分析・検討の完遂が前提である。ぎりぎりまで結論が保留される可能性も推測される。⁽¹⁹⁾

以上のとおり、本分野では、予備報告において、海外の動向等についてのある程度の成果が報告されているが、全般としては未だ取り組み中の領域・要素が多い。各要素を見るに、他分野・領域が進捗しないと、方向性が出しにくい領域があること、いずれの分野・領域とも、調査・分析・評価にかなりの手間と時間を必要とする重いものであるため、半年余りでの報告は困難であったと推測するが、IFRS の組み込みを判断する条件を取り扱う重要かつ期限が迫られている領域であり、次回の発表・進捗が待たれる。

2 投資家の利益のためのグローバルな基準設定プロセスの独立性

（1）IFRS 財団（旧 IASC 財団）の監視⁽²⁰⁾

「ワーク・プラン」によれば、ロードマップ案における SEC の指摘として、「FASB に対しては、委員会が監視を行う立場にあり、IASB に対しては、IFRS 財団が監視を行っているが、この財団に対し、同様の証券規制当局や公的なる公開資本市場当局によるモニタリング・ボード（監視機関）⁽²¹⁾は、2009 年度まで設置されていなかった。委員会は、IFRS 財団のガバナンス強化について、長く支援を行なっており、IFRS 財団の評議会はこれを認めて、公開資本市場当局からなるモニタリング・ボードと、IFRS 財団との連結を成立させるよう、定款を変更するに至ったものである。よって、モニタリング・ボードの運営につき、改善分野の評価を含めて、また、モニタリング・ボ

ードが、設計のとおり機能しているか分析する」としている。

この領域に関連したロードマップ案に対するコメント・レターでは、「基準設定主体への重要なプレッシャーとして、また、IFRS財団の公的な責任を向上させるにおいても、定款の変更は重要な出来事である。しかし、モニタリング・ボードには、規制当局と同様に、投資業界、アナリスト、会計士および（IFRSによる財務報告書作成）準備企業を含める改善が必要である」とする意見、また、「IFRS財団とIASBの責務に、モニタリング・ボードが及ぼす影響を見極めるには、追加の時間が必要である」とする意見が、懸念として多く示された。

「プログレス・レポート」によれば、「モニタリング・ボードは、声明により、評価を行うこととなっており、評価のポイントとして、（1）資本市場等の監督当局（authority）と同様の、関連する監督当局の適切な代表者の設置（2）資本市場等の監督当局と同様の、IASBの十分な透明性・責任の創出（3）関連するすべての株主に適切に関わる入念なプロセスの保証（4）関連するすべての公的政策目的が、基準設定プロセスにおいて考慮されることの保証（5）IASBの独立した基準設定プロセスの保全」の5つがある」とした。そこで、スタッフは、「モニタリング・ボードによる資料を検討中である」とこと、更に、「レポートや公表物、ロードマップ案へのコメント・レター、IFRS財団のレビューやインタビュー等により、株主の見解も検討する」ことも予定している。モニタリング・ボードによる監視の役割の継続性評価は重要であることから、スタッフは、「モニタリング・ボードのガバナンスのレビューのタイミングを考慮して、2011年の始めに、それらの多くのを実施する」旨も報告している。

（2）IFRS財団およびIASBの構成

定款によればIFRS財団は、地域性や経歴を考慮した22人の評議員によって構成されており、3年更新の任期制である。IASBは、現在、常勤15名・

5年任期のメンバーで構成され、常勤メンバーは、会計基準設定において、独立したメンバーの判断を損なうおそれのあるような経済的なインセンティブを持ち得る、全ての雇用関係や地位を断ち切ることが要請されている。IASBのメンバーは、10カ国から成り、様々な経歴（監査人・投資家や財務報告書を準備している企業）の保有者である。IASBメンバーの人選に際し、評議員は、IASBが特定の支持者によって支配されないようにすることと同様、適切な混成となるよう努めなければならない。

「ワーク・プラン」によれば、IFRS財団は、規約のレビューを行い、その結果を受けて、次の修正を承認した。修正は、①投資家のために基準を開発する組織的コミットメントの強調 ②評議員の地域的多様性に関するガイドラインの拡充 ③広く国際的なベースを代表するIASBメンバーシップを確実にすることを促進するIASBメンバーの地域的多様性に関する追加的ガイドラインの提供 ④2012年7月16日までに、非常勤3人の増員を伴うIASBのメンバーの最大数の拡充 の4点である。

ロードマップ案に対するコメント・レターでは、「IASBメンバーは、外部の雇用者と利益相反の可能性を回避するため、常勤であるべき。IASBは、財務報告の第一の消費者として、投資家からより多数の代表を含めるべき」ことが指摘された。

「ワーク・プラン」において、スタッフは、「IFRS財団およびIASBの構成が、投資家の最終的な利益のための会計基準について独立性をもった開発を、どの程度促進しているかについて分析し、その分析には、IFRS財団およびIASBの構成の変更、および投資家の最終的な利益のための会計基準について、独立性をもった開発を行うIASBの能力に与えられている影響も含める」ものとした。

「プログレス・レポート」では、スタッフは、進捗状況につき、「モニタリング・ボードのガバナンス・レビューの結果により提供されたIFRS財団と

IASBのガバナンス資料を分析中である」こと、「これに加えて、レポートや公表物、ロードマップへのコメント・レター、IFRS財団のレビューやインタビュー等により、株主の見解も検討することを予定している」ことを報告している。また、モニタリング・ボードの監視の役割が継続しているかを評価することが重要であるとして、「モニタリング・ボードのガバナンスのレビューのタイミングを考慮し、2011年の始めにワークの多くを行うこととしている」旨、報告している。

(3) IFRS財団の資金調達

IFRS財団の資金は、2008年まで、IASBが、会計事務所・事業会社・国際機関・中央銀行および政府を含む世界的資本市場の市場参加者から、広くボランタリーで募ってきたが、かねてよりこの調達方法に対する批判は多かった。そこで、2006年6月、評議会は、IFRSを運営上必要な時に資金調達できる民間団体とするための資金調達アプローチとして、4つの「広範囲な、強制的な、開かれた、各国固有の」原則に同意した。⁽²³⁾ IFRS財団は、各国の資金調達の体制に影響力は持たないが、評議会が、国内の制度設立において他の公的監督当局（public authority）や鍵となる関係者のグループと緊密に活動を行っている。2008年からは、資金調達の基準を変えるべく、IFRS財団が継続的に努力した結果、殆どの資金は、国内の基準設定者と国内の資本市場監督当局から得られるようになっている。当初の狭い範囲のメンバーによるボランタリーな資金調達体制は縮小され、主な会計事務所からの寄付も減少している状況にある。

「ワーク・プラン」によれば、委員会は、かつて、IASBの基準設定プロセスの結果が、実際上、資金調達力によって顕在的にも潜在的にも、支配関係下におかれののではないか、ということを懸念していた。FASBとIASBに対して助言を行っているFCAGによる最終報告書においても、「IASBが、不当な影響から独立性を守るためには、公平で強制的なベースで、十分に資

金を提供する常設の資金調達スキームが必要」と報告されている。

「ワーク・プラン」によれば、ロードマップ案において、SECは「全ての米国の発行体へのIFRS利用要請は、IASBの独立的な機能をサポートする安定的な資金調達が保証されるゴールに到達してからでなければならない」とし、資金調達スキームについては、特にIFRS組み込みに際しての前提条件であることを強調している。

ロードマップ案に対するコメント・レターの多数も、IASBの資金調達の独立性と安定性への懸念を表明しており、多くのコメントでは、「現時点のボランタリーな寄付は、IASBの独立性に、実質的に影響を及ぼし得る」ことを指摘し、「IFRSのための安定的で透明な資金調達の仕組みを確立することにより、IASBの意思決定の独立性が、資金的圧力によって妥協させられる可能性は、明確に低減させることができる」としている。

「ワーク・プラン」において、スタッフは、「(1) IFRS財団の資金調達源が、どの程度IASBの独立性を促進するか (2) IFRS財団に米国ベースで寄付を提供することを可能とする資金調達メカニズムについて分析することとし、その要素として、①評議会による資金調達アプローチの4原則が適切か否かの評価、②IFRS財団の資金調達の取決めを監視し、個別組織からのボランタリーな資金調達が継続的に減少しているか否か、および安定的で独立した資金調達のプラットフォームが確保されているか否かの決定、③米国における代替の資金調達・メカニズムの調査 の3つを特定した。

上記要素に対し、「プログレス・レポート」では、現在、スタッフは分析・検討を行っている途上であり、「資金調達努力に適用される評議会の4原則の評価は、公表資料や実地調査を通じて行う」こと、「公表データや、海外の規制当局を通じ、どのように資金調達すべきか分析する」こと、「米国からのIFRS・IASBへの寄付の範囲の程度を検討する」ことを報告している。スタッフは、更に、「他の管轄において有効なアプローチや、FASBの

資金調達に利用されている仕組み、2002年 SOX 法のような適切な法規制等の代替策がないか、検討を行っており、更に、米国が、IFRS 財團と IASB の資金調達において果たすべき役割に関する見解を収集・分析することも企図している」旨が報告されている。

(4) IASB 基準設定プロセス

IASB による「The Due Process Handbook for the IASB」では、基準の設定主体が、基準設定時に従うべきプロセスを列挙し、プロセスの各段階において、透明性や利便性、広範囲な協議や信頼性、説明責任に取り組まなければならぬことを強調している。⁽²⁶⁾ IASB は、基準設定を通じて、協議事項となる要素選択の開始、およびディスカッション・ペーパー・提示ドラフトおよび最終的な基準の開発や出版に対して得られた見解・意見は、プロジェクトのワーキング・グループや円卓会議の議論において受け入れることとなっている。

「ワーク・プラン」によれば、委員会では、2003年、SEC が米国の会計基準設定権限についてのスタンスを明確にした声明（Policy Statement）において、⁽²⁷⁾ 基準設定プロセスにおける重要な事項として、（1）公的利害と投資家保護のための高品質な会計基準における国際的なコンバージェンスの考慮（Pre-eminance of Investors）（2）適正な公示とコメントの要請を満足した上での、プロジェクトの完了の適時性（Timeliness）（3）それぞれの基準の構成要素や、期待される利害・受入れた場合のコストについて検討・意思決定する際の客観性（Objectivity）の3つを強調している。

そこで、スタッフは、（1）～（3）に対応し、①投資家は、財務報告書の第一の消費者であり、また、その見解は基準設定に重要な影響を及ぼすという優位性があるが、IASB が実務上、この優位性をどの程度促進しているかに関する調査、②IASB が、「発生した問題に対するタイムリーな解決とデュー・プロセスとを、どの程度でバランスさせているか」、「デュー・プロ

セスを妥協することなく、いかにしてタイムリーかつ効果的な方法で、発生した問題を解決させることができるか」についての分析、③最近のIASBの実務レビューによるIASBの基準設定プロセスの独立性・客観性の評価の3つの要素を特定した。

IASBは、多様な見解が考慮されることを保証するため、多くの方策を採用している。たとえば、会議の公開・インターネット放映、資料（会議資料、コメント・レター、ディスカッション・ペーパー、ドラフト等）のWeb公開、国際財務報告解釈指針委員会（International Financial Reporting Interpretations Committee、以下、IFRIC⁽³⁰⁾）によるIASBの支援、世界的な会計基準のコンバージェンスを推進するための各国の会計基準設定主体等との協力、IASBのデュー・プロセスが、評議会のデュー・プロセス監督委員会の積極的な監督に従っていること等である。「ワーク・プラン」によれば、スタッフは、このようなIASBの基準設定プロセスの独立性・客観性を分析し、また、監視や資金調達関連についても、レビューを行うとした。

「プログレス・レポート」では、スタッフは、「IASBのポリシー・手続および遵守状況をレビュー中であり、また、ロードマップ案へのコメント・レター、IFRS財団のレビュー、インタビュー等によって、関係者の見解を分析する予定である」とこと、「投資家の見解と最終的な基準設定の結果に違いがある場合、その差異が正当と認められるものか評価すること、「IASBの取り組みの範囲のレビュー、解釈プロセスについてもIFRICの機能のレビューを行なう予定である」ことを報告している。

以上のとおり、コメント・レター提供者およびSECは、IFRSの独立性・安定性に対し、複数の領域から懸念を抱いており、「ワーク・プラン」では、多くの指摘や提案事項が提示されている。スタッフは、モニタリング・ボードの改善状況の評価、IFRS財団・IASBの構成の独立性評価、資金調

達方法の適正性評価、基準設定における客觀性等について、要素を特定し、調査・分析・評価を行うとしている。その際の改善の要素として、「財務諸表の第一の消費者である投資家の参画」や「投資家の利益への寄与」に言及しているものが見受けられる。

今後の展開によっては、規制当局や会計事務所を中心に構成・運営されてきたIFRS財団・IASBに、米国の投資家等、民間の市場参加者からの関与が高まる可能性があるかもしれない。IFRSへの民間からの関与は、財務報告書の利用者として、否定されるべきものではないが、参画の方法によっては、特定国の規制当局や一部の会計事務所以上に、他の関係者にとって不公正・不利益な判断・運営が行われる恐れもある。また、民間の市場参加者の意向の反映によって財務報告書の品質が損なわれないか、規制当局・発行体や監査人側において、不必要に過大なコスト負担が発生しないか等の視点からも、慎重に検討・検証することが必要であると思料する。

なお、SECは、この分野において、相当詳細に資料を収集し、積極的にIFRS財団・IASBの調査・分析に注力しており、「米国基準を維持しつつ、積極的・戦略的にIFRSに関与する」能動的なSECの取り組みスタンスが表われている。中でも、(3)IFRS財団の資金調達において、いかなる仕組みが有効であるかにつき、「予備報告」では、IFRS財団の現状のモデルの問題点（民間団体であるため、資金拠出の強制力がない等）を指摘しつつ、FASBやその他の団体の資金調達の仕組みにも言及する等、代替策を詳細に検討している。また、米国からの資金提供方法についても併せて調査・検討を行うとしている。

米国のIFRS財団への資金提供者の影響力に関する懸念は大きく、この分野においては、米国が納得できる帰結を見なければ、米国のIFRS組み込みの判断は難しいと推測される。

3 規制環境への影響

(1) SEC がミッションを遂行する方法

「ワーク・プラン」によれば、この領域に関連したロードマップ案に対するコメント・レターでは、「SOX 法により、SEC は、会計基準の設定主体として IASB を承認する権限をもつが、委員会はどのように IASB を監督するのか」、「危機的状況にある場合や、IASB が米国の特定の問題に対し、速やかな取り扱いを行わないとき、委員会はどのように対応し、米国の投資家を保護するのか」、「委員会は、IFRS に権限を残すべきではないのか」といった、SEC の関与不足についての懸念が呈された一方で、逆に、「IFRS に従うに際して不足するガイダンス等がある場合、委員会がこれを補わなければならぬものではない。委員会が必要と考える追加の開示は、監査される財務諸表以外に含められるべきである」という SEC の過剰な関与を懸念する意見もあった。

これらに対し、2010年の委員会声明では、「国際会計基準の完成においては、FASB が重要な役割を担っており、FASB は、米国の資本市場の会計基準設定主体であって、IASB とともに会計基準を開発している。国際基準の強制適用後も、この役割は継続する」と述べられている。

スタッフは、委員会のルール・手続、ならびに会計基準設定および解釈における FASB の今後の役割等に関して、①米国で使用される会計基準における FASB の継続中の役割に対するアプローチと、これらのアプローチを引き受けるのに必要な範囲・計画および見積時間の分析、②IFRS の組み込みに先立って変更を実施するために必要な範囲・方法や見積時間を特定するため、会計基準の参照や、現在の委員会のルール・解釈ならびにスタッフに適用されるガイダンスにおける要求事項の分析、③IFRS を組み込む場合、委員会とそのスタッフが提供する会計の解釈ガイダンスや会計基準の強制に、どのような影響があり、そのための変更を行う場合に必要な範囲・計画およ

び見積時間の検討 の3つの要素を特定して分析・検討することとした。

上記要素に対し、「プログレス・レポート」において、スタッフは、「FASBの現在の米国基準設定としての役割は、IFRSの組み込みの手続きと相互依存の関係にあり、FASBの役割については、より全体的に評価を行う予定である」こと、また、「海外の規制当局が、自国において、IFRSの解釈のために、どのような基準設定主体や、メカニズム・手続きを採用したかを理解するため、海外の規制当局らのフィードバックを評価中である」ことを報告している。また、「委員会のルール・手続が、米国の発行体の財務報告システムへのIFRS組み込みによって受ける潜在的影響を測るために、スタッフが、委員会のルールや、規制当局等によって公表されたガイドラインにおいて、U.S.GAAPに対する既存の関連調査を行ったところ、この調査に基づけば、組み込みのやり方次第ではあるが、全ての特定のU.S.GAAPとの関連の列挙および更新の努力が必要であると確信したこと、「SECが、U.S.GAAP外の米国の発行体のための財務報告システムにIFRSを組み込む決定に至った場合、これらの努力は、準拠日以前に完成しなければならない」ことについて、報告している。

(2) 業界規制当局

ロードマップ案において、SECは、「金融機関・保険会社・公益事業体の規制当局を含む連邦や州の様々な規制当局は、継続的に、財務情報の定期的提供を受けている。たとえば、U.S.GAAP財務諸表は、しばしば金融機関の資本充実基準として利用される」ことを指摘している。すなわち、米国の各種規制当局への財務報告の提供は普及しており、そのため、米国の発行体のための財務報告システムへのIFRSの組み込みは、各種の規制当局や、その規制当局の管轄下の発行体に対し、著しい影響をもたらす可能性がある。そのため、財務報告目的のために開発された情報を利用する規制当局の制度につき、全ての範囲を特定することが重要となる。

「ワーク・プラン」によれば、ロードマップ案に対するコメント・レターの多数が、「委員会が、SECの目的のために準備した財務報告の認容を継続する業界規制当局の範囲を決定しないと、IFRS財務報告への移行が、発行体にとって、二重の報告コストの発生となるリスクがある」、「規制当局が、SECの目的のために準備された報告の認容を継続した場合、IFRSを組み込んだことによる報告上の変化が、業界規制当局に影響し得る」という懸念を指摘した。

そこで、スタッフは、①発行体が、業界規制当局に従うに際しての影響の分析、②業界規制当局の要請するSEC報告における影響の検討、③規制当局の体制に対する潜在的な変更や欠落の懸念の分析の3つを要素として特定し、業界規制当局の要請に従う発行体が受ける影響に関して分析・検討することとした。

「プログレス・レポート」では、規制環境への影響という分野において、この業界規制当局という領域につき、特に、スタッフが詳細かつ具体的な分析を行っている（後述）。これは、米国において、SEC以外の米国の規制当局が、自己の規制目的の実現ために、SECに提出される財務報告内容の利用や財務報告書の提出を義務付けていることが多いという事情によるものである。すなわち、SECは、SECの管轄以外の会計基準や財務報告書に権限も持たず、規制もしていないが、SECが会計基準や財務報告書を変更した場合、結果的に、多くの他の規制環境にも波及し、この影響の重大性や広範性は無視できないレベルにある。米国の規制環境の特殊性から、会計基準という一見狭いカテゴリーが、資本市場のみならず、各業界の規制に影響を及ぼし得る構造にあること、その影響を左右するのが、実態としてはSECであることについて、SECの強い問題意識が反映されていると認められるかもしれない。

「プログレス・レポート」において、スタッフは、多くの業界規制当局と

接触し、委員会によって、米国の発行体の財務報告システムに対するIFRSの組み込みが決定された場合に、規制当局に及ぼされ得る影響についての見解を収集し、また、情報の提供（どの分野の規制当局の機関が、どのように財務情報を利用しているか、移行時の考慮事項、手続き・システム変更の特徴や範囲・組み込みにかかる費用・IFRSを理解するのに十分な時間といったようなIFRS組み込みの移行時に考慮すべき事項）も要請したことを報告している。そして、「プログレス・レポート」において示された、詳細かつ具体的なスタッフの分析は、以下のとおりであった。

① 単一の高品質でグローバルな会計基準に対する業界規制当局の支持

スタッフと業界規制当局とのこれまでの議論に基づくと、財務報告の透明性と比較可能性のための単一の高品質でグローバルな会計基準に対しては、業界規制当局から広範な支持がある。また、単一のグローバルな会計基準は、業界規制当局が海外の規制当局との相互作用を促進・簡潔にし、複数の裁判管轄に渡って、より比較可能な情報を交換できるというメリットがある。

② 法解釈により、業界規制当局の規制に対して、IFRSが法的に要請されることへの懸念

規制当局からのフィードバックとして、「米国の発行体の財務報告システムに対するIFRSの組み込み方次第で、規制主体の機関が発行体に要求する努力のレベルが決定づけられる」との指摘がある。これは、多くの規制主体の機関が、GAAPの利用を条文や規制によって要求しているからである。GAAPは、多くの制定法上、特別に定義されていないものの、業界の規制当局による要請は、一般的に、U.S.GAAP（または、目下、FASBによって設定されるGAAP）を意味すると解釈されている。たとえば、連邦金融機関規制監督機関は、「制定法の解釈によって、金融機関の規制当局に対するレポートの多くにおいて、U.S.

GAAP に一致・矛盾のない会計基準を使って財務情報を準備することが、法的に要請され得る」としている。

また、別の規制当局の機関のメンバーは、「さらに進んだ法的分析を、先んじて完了させておく必要がある」ことを指摘した。すなわち、「U.S.GAAP または GAAP（または、目下、FASB によって設定される GAAP）を利用するための制定法上の要請が、IFRS を意味すると解釈できるか否か」もしくは「強制適用に先立ち、彼らの制定法やルールへの変更が必要であるか否か」に対して結論を出す以前に、法的分析の完了を要するとの指摘である。

③ 規制当局が U.S.GAAP の利用を継続した場合、負担が増加することへの懸念

規制当局機関によれば、IFRS の組み込みのためのメカニズムに関係しない場合でも、潜在的には、機関に大変な努力が求められる。すなわち、IFRS による会計の結果は、U.S.GAAP の財務諸表と本質的に異なっているため、目下、U.S.GAAP から引き出されている財務的測定の評価や修正に、規制当局は非常に多くの人的資本を投入しなければならない可能性がある。たとえば、連邦金融機関規制監督機関は、様々な金融機関の財務的測定や取引の限度（例；自己資本規制、同一先への貸出制限）につき、U.S.GAAP の財務情報の利用を前提とした法・規制によって規定している。また、連邦金融機関規制監督機関は、金融機関の安全性・健全性を評価するのに、U.S.GAAP をベースとした金融機関の規制レポートと内部統制レポートを広範囲に利用している。従って、複合的で同時的な U.S.GAAP に対する変更により、財務的測定の評価に広範囲・集中的な努力が要請される。

④ U.S.GAAP と IFRS の双方に対応しなければならない分野の会社の負担が大きいことへの懸念

業界規制当局は、単一の高品質でグローバルな会計基準を広く支持しているが、特定分野については懸念がある。特にIFRSが、規制業種に適用されると、フル・コンバージェンスを支持した場合、内部プロセスとシステム修正に著しいコストがかかると予想される。たとえば、業界規制当局は、米国の発行体がIFRSを利用した報告を要請された場合、非常に多くの非公開の金融機関を含む非公開会社において二つのGAAP体制となることを懸念している。規制当局の取り得るアプローチは、既存のU.S.GAAPを要請し、二種類の会計システム・記録を要請するか、新しくU.S.GAAPとIFRSの双方に対応する規制システムをつくる等、いろいろあるが、潜在的に著しいシステム開発と人的資本コストがかかることが懸念される。

⑤ 基準設定主体に対する規制当局の影響力が減退することへの懸念

IASBは多国籍に構成され、米国の個別の業界の規制当局は、個別にIASBに対して見解を表明することになる。そのため、異なる管轄の規制当局同士で、異なったり対立した見解を持ち得るため、IASBに対する規制当局の見解のインパクトは減じられてしまう。

⑥ IFRSに特定の業界の一般的ガイダンスが存在しないことへの懸念

IFRSと比較した場合、U.S.GAAPには、現在、特定業種において発達してきた基準・手続きが存在する。たとえば、IFRSには、ASC Topic 980（規制事業における料率規制会計処理）のような料率規制基準は存在せず、この基準の規制を設けている規制当局には、多くの課題が生じ得る。

以上の分析によれば、「単一の高品質でグローバルな会計基準」に対して業界規制当局の基本的な支持はあるものの、IFRSの組み込みにより、IFRSが法的な要請となった場合に、事前の法的分析や必要な手当て、二種類の会計システムに対応しなければならない場合の努力やコストが相当の負

担となること、IFRS に一般的なガイダンスがないことで多くの課題を抱えること等が、明確化されたこととなる。これらの課題に対し、米国資本市場の番人ではあるが、各業界の規制当局を監督または責任をもつ立場にはない SEC のミッションは一体どこまでなのであろうか。「プログレス・レポート」以降の、SEC の動向をフォローすることで、一つの検証事例となり得る可能性があると考えられる。

なお、「基準設定主体である IASB が多国籍性であることから、見解を異にし、対立する業界規制当局が個別に見解を表明することとなり、影響力が減退する」との懸念は、国際的な機関または団体でルールが整備がされる局面において、国として最良の交渉結果を得るために、国内の法規制をいかに設計していくか、という観点から重要な指摘であると思われる。

（3）連邦税および州税への影響

「ワーク・プラン」によれば、ロードマップ案において、SEC は、「税務上（ひいては株主・債権者に対して）の報告において、棚卸資産の評価方法として認められている後入先出法が、IFRS では認められていない。よって、税務当局が現在の基準を維持したまま、IFRS を組み込んだ米国の財務報告システムが要請されると、企業は、著しい帳簿上の税金額の差異が発生することとなる」ことを指摘している。

ロードマップ案に対するコメント・レターにおいても、「二種類の記録を保持することは非常にコストがかかるため、アメリカ内国歳入法典の修正の必要がある」こと、また、連邦および州の税務当局が、SEC への報告と連携を継続した場合、企業は、予想される税負担に著しい変化が発生する可能性があるため、これに対して「SEC は、Internal Revenue Service（以下、内国歳入庁）や他の税務当局とともに、後入先出法の問題の軽減に努めるべきである」ことを主張している。

「ワーク・プラン」では、スタッフは、連邦および州の税務当局への影響

につき、①連邦税法および州税法への影響、当該規制の対象となる発行体についての分析、②SECへの報告の変更が連邦および州の税務当局に与える影響の検討、③連邦税法および州税法に対して、潜在的な変更や欠落に関連する関係者の懸念の分析 の3つの要素を特定し、分析・検討することとした。

「プログレス・レポート」によれば、スタッフは、「ワーク・プラン」の目的を果たすべく、「内国歳入庁と、U.S. Department of the Treasury（以下、財務省）が潜在的な影響を評価中であり、目下、財務省は、IFRSの組み込みによって著しい結果が生じ得る分野 ((1) 後入先出法 (2) IFRSに移行した際の会計基準の変更 (3) 納税目的の所得・利益の計算法 (4) 移転価格の基準や契約) を照準としていること、組み込みの方法が重要であることを強調している」ことに言及し、「内国歳入庁と財務省の鍵となるメンバーを通じて、会話を継続していく」こと、「州税の仕組みへの影響を検討するため、州の税務当局代表に対する実地調査をする計画がある」ことを報告している。

米国で、内国歳入法446条において「課税所得は、納税義務者が帳簿記入を行うに際し規則的に採用している会計方法に従って計算されなければならない」とする規定があり、日本が採用している確定決算主義と同様の視点はあるものの、実際には会計と税務の分離が進んでいる。⁽³¹⁾「ワーク・プラン」で特定された懸念事項である後入先出法の問題以外、直接に影響を受けるものとして取り上げられている問題も、あまり見受けられないようであり、税法と商法・会社法、税法と連結財務諸表とが結びついている我が国とは事情が異なり、IFRSの影響は深刻ではなく、上記問題への対応に限定して解決される領域であるのかもしれない。

（4）法定配当と株式買戻制限

例えば、配当金支払いや株式買戻しにかかる制限のように、財務報告目

的のための金額が、法定基準と結びつけられていることがある。それらの支払金額・時期・方法は、典型的には会社の取締役会の決定によるものであるが、州法によって、支払金額に制約が課せられることがある。管轄によって、残存利益からのみしか配当金を支払えない場合もあれば、繰越損失にもかかわらず、当年度の利益からの支払いが可能な場合もある。財務報告目的の金額に法的基準を設定している管轄においては、IFRS の組み込みによって、発行体の行動能力や投資家の期待に影響が生じることがあり、また、SECへの報告において法定基準に変更がない場合、会社は、二重の記録を保持しなければならない。

そこで、「ワーク・プラン」では、スタッフは、このような法定基準における影響について、①IFRS の組み込みが、発行体や投資家に関する法定基準（例えば、会社の配当支払または株式買戻しの能力）に及ぼす影響の分析、②SECへの報告における変更が、州法に与える影響の検討、③州法に対し、潜在的な変更や欠落に関連する関係者の懸念の分析 の3つの要素を特定し、分析・検討を行うこととした。

ところが、前述したとおり、この領域は「プログレス・レポート」において唯一、取り上げられていない。その理由等についての特段の言及もみられない。本件「プログレス・レポート」は、「ワーク・プラン」の中間報告であることから、次回の「プログレス・レポート」において扱われる可能性もあるものの、他領域に比べ、SECの関与度は低いと推測し得る。

この領域については、剩余金配当について、会社法上の規制や連結財務諸表による配当可能額の計算規定を抱えている日本と異なり、もともと米国は⁽³²⁾資本維持の原則がなく、配当制限が緩やかなこともあって、二重の記録保持の負担を除けば、実態として発行体が懸念するほどの影響がなく、SECとして評価・対応すべき要素がない、ということなのかもしれない。⁽³³⁾⁽³⁴⁾

（5）監査規制および基準設定

IFRS の組み込みによって影響を受けるもう一つの規制当局として、公開会社の監査法人の監督および監査法人の監査の品質や基準を設定する公開会社会計監査委員会（Public Company Accounting Oversight Board、以下、PCAOB）がある。

「ワーク・プラン」によれば、ロードマップ案において、また、コメント・レターにおいて、最も重要な検討事項として、（1）国際会計基準の移行は、米国における国際監査基準に連結されなければならないか（2）公開会社会計監査委員会基準は、IFRS との一層の連携が要請されるか（規範的でない IFRS と米国会計基準の間のミス・マッチに対する一般的な懸念）とする 2 点が認識されている。

また、ロードマップ案で、SEC が、訴訟の偶発性の監査について「U.S. GAAP よりも、IFRS の認識度は低いため、経営者による情報の裏付けを取る監査人の能力に懸念がある」と論じる等、PCAOB の監査基準と IFRS との一層の連携が要請されているにも関わらず、ロードマップ案に対する殆どの監査人の反応は、「IFRS に基づく財務諸表において、監査人が意見を述べる能力に懸念はない」とするものであった。

スタッフは、監査基準設定および監査人の要求に与える影響について、① IFRS の組み込みが、PCAOB 基準に与える影響の検討、②監査基準の変更を実施するために必要な範囲・方法・見積時間の検討 の 2 つの要素を特定し、検討することとした。

上記要素に対し、「プログレス・レポート」によれば、スタッフは、「現在、約160の海外の非公開の発行体が、IFRS を利用した財務諸表を登録し、監査意見書の発行の基準として PCAOB 基準を利用している監査法人による監査を受けている。海外の非公開の発行体の監査意見書を、監査法人が発行できるようにするため、監査アプローチに変更が必要となる場合に、その内容を理解するために、スタッフは監査法人の代表と会う」こととし、また、

「多くの登録者が IFRS を組み込んだ財務諸表を登録する前に、必要な監査基準の更新・特徴や重要性を理解するため、PCAOB のスタッフと対話を継続する」ことを報告している。

（6）ブローカー・ディーラーおよび投資会社の報告

「ワーク・プラン」によれば、この領域に関連したロードマップ案に対するコメント・レターにおいて、「ロードマップ案では、1940年投資会社法によって投資会社が、また、特定の財務報告のタイプが要請される特定の規制団体（例：ブローカー・ディーラー）が、報告の対象から除外されているが、例外はあってはならない」とする指摘があり、最終のロードマップにおいては、「SECへの登録は、全て IFRS をベースとする計画である」とし、また、これらの規制団体のための適正な財務報告モデルは、IASB と SEC が検討することとなった。投資会社の除外については賛否あったが、最終的なコメント・レターとしては、「比較可能性の低下によって生ずるコスト」が懸念され、また、「ブローカー・ディーラーの報告を除外しても、結果的には、委員会への報告が要請される公開持株会社の連結対象の子会社となり得ることや、「これらの団体に IFRS を組み込むべきとされた場合、自己資本金規制のような財務上の責任ルールの遵守に影響があり得る」ことが指摘された。

そこで、スタッフは、ブローカー・ディーラーおよび投資会社の財務報告要求に関し、①IFRS の組み込みが、ブローカー・ディーラー、投資会社および投資家に与える影響において、IFRS が十分な基準を含んでいるかも含めての評価、②ブローカー・ディーラーおよび投資会社が、委員会の決定範囲に含まれた場合に、変更に対応するために必要な計画や見積時間の評価、③ブローカー・ディーラーおよび投資会社が、委員会の決定範囲から除外された場合に、投資家に与える影響の評価 の 3つを評価の要素として特定した。

「プログレス・レポート」では、上記要素に対し、スタッフは、「金融取引業規制機構（FIMRA）・米国証券業金融市场協会（SIFMA）に対し、ブローカー・ディーラーに特有の U.S.GAAP と IFRS 間にある差異につき、妥当であるとの理解を得ることを目標として、実地調査中である」とこと、同様に、投資会社についても、「投資会社特有の U.S.GAAP と IFRS 間にある特有の差異や、財務報告の規制体制への影響に理解を得るために、投資会社協会に対して実地調査を予定している」とことを報告している。

また、「本領域に関連する差異が、MoUにおいて扱われている場合は、その情報をを利用して、米国の発行体が IFRS への移行に必要な時間を検討する」とこと、「MoU に扱いがない会計基準に著しい差異がある場合は、これらの基準に対する変更が、ブローカー・ディーラーおよび投資会社の規制環境（例えば、純資本規制のような財政上の責任ルール）にどのような影響が及ぼされるかを評価する」等、報告している。⁽³⁵⁾

（7）公開会社 対非公開会社

「ワーク・プラン」において、SEC は、「ロードマップ案では、委員会に登録されている企業のみに焦点をあてたが、U.S.GAAP は、非公開会社にも利用されている」とことを指摘し、また、ロードマップ案に対するコメント・レターでは、米国の非公開会社への影響が懸念されていることを報告している。

コメント・レターでは、「二つの基準が存在すると、委員会へ異なる財務報告書を登録するため、上場を検討している非公開会社は資本コスト増となる」、「公開・非公開会社の合同事業の評価に影響があり得る」といった指摘がなされている。更なる懸念として、「非公開会社の多くは、委員会の権限外ではあるが、米国経済において、大きくかつ重要な割合を占めており、IFRS に関する決定と非公開会社の関連性は評価すべきである」とこと、「公開会社と非公開会社の対立により発生する『二重の GAAP』システムは、

米国の資本市場の効率性に不都合な影響をもたらし得る」こと、「非公開会社に、IFRSの報告を強制した場合、非公開会社が中小会社向けIFRS（小規模ビジネスのニーズや能力に対応した、230頁に及ぶ独立の基準。資産・負債認識や収益・費用を簡易化し、不要なトピックスや開示項目を削除している）に従っても、『二重のGAAP』システムは発展し得る」ことも挙げられた。

そのため、「ワーク・プラン」では、①米国の発行体へのIFRSの組み込みが、非公開会社・監査人および投資家に与える影響の分析、②非公開会社において、結果として生じる影響に適応するための変更を引き受けるのにおいて、必要な計画や見積時間の評価の2つの要素を特定して、分析・評価を行うこととした。

上記要素に対し、「プログレス・レポート」では、スタッフは、「かつて、非公開会社の基準を分離すべきか否かを評価した研究があるので、これらの棚卸・再検討を実施中であり、また、全米州会計士審査会協会への実地調査も予定している」と報告している。

以上のとおり、SECは、規制環境への影響という本分野において、懸念事項を7つの領域に分類した上、「ワーク・プラン」において、それぞれの領域における分析・評価を要する要素を特定した。この分野の領域が多いのは、米国の発行体が、委員会へ提出する財務報告を、異なる目的のため、様々な相手方に、幅広く提供しているという現状およびその状況を設定している規制環境を反映したものである。それだけSECの求める財務報告および会計基準が、米国において権威を認められている存在であるといえよう。そのため、SECは、自身の管轄外の規制主体・規制環境への影響を等閑視することが許されず、各関係者から寄せられた懸念事項について、分析・評価を免れない状況にあると考えられる。

これら各種の領域において、SECが、格段に詳細の分析を実施し、「プログレス・レポート」で報告を行ったのは、既に述べた通り、(2) 業界規制当局の領域である。報告された分析内容は、6つの項目に集約され、いずれもかなり明確かつ具体的に分析・検討がすすんでいる。業界規制当局のIFRSの取り込みに対する意識は高く、また、IFRSの組み込みによって受ける影響については、SECと連携をとりながら対応しようとしているスタンスが推測される。

それ以外の領域では、IFRSの組み込みにより、二重の会計基準が発生することへの懸念が、複数の領域において取り扱われている。二重の会計基準の発生は、関係者、とりわけ発行体に多大なコスト負担が強いられ、米国資本市場の非効率につながるため、スタッフは、更なる調査や関係者に対する実地調査を計画している。この懸念に対する解決に向けた実際的な活動が必要であり、次の進展が注目される。

また、特に注目されるものとして、(6) ブローカー・ディーラーの領域において、「ブローカー・ディーラーの除外」に賛否あったものの、最終的には、「除外により比較可能性が低下し、それによって生ずるコスト」が重要な判断基準となったことがある。つまり、IFRSの組み込みの是非は、様々な局面で議論されるが、領域によっては、規制目的からというよりも、組み込むことによって生ずる利益とコストの考量を、重要な判断基準となることがある、ということを意味しており、示唆的である。

5 発行体への影響

「ワーク・プラン」によれば、米国の発行体の財務報告システムへのIFRSの組み込みは、委員会に報告書を登録している数千の財務報告作成者に著しい影響がある。この分野におけるロードマップ案に対するコメント・レターの多数が、「IFRSへの移行にかかるコスト・努力や時間は相当程度

である、とする見解の表明はかなりのものである」ことを指摘し、また、「ロードマップ案に述べられた移行時間は不十分であり、混乱が発生し、投資家の信頼を損ねる」と断言する意見が多数あった。

「プログレス・レポート」においても、「発行体にとって、IFRS の移行にかかるコストに見合う利益があるか」というのが重要なポイントであり、また、「移行時のコストと努力が見合うようにしつつ、投資家の要請に取り組む発行体にとって、受け入れ可能な移行期間」が、スタッフにとって重要な分析であることを指摘し、よって、「この分野では、発行体にとっての影響の大きさや変更の細部の計画についての（以下（1）～（7）の領域の）分析を検討することとした」としている。

（1）会計システム・統制および手続

「ワーク・プラン」によれば、ロードマップ案における SEC の指摘として、「新しい会計基準の利用により、財務報告システム・手続の変更が要請される。多くの会計基準を同時に変更すると、その開始時期に関わらず、企業の内部統制ポリシー・手続およびシステムに多くの変更が必要」としている。

この領域に関連したロードマップ案に対するコメント・レターでは、「IFRS は、統一事業体において、共通する取引には、共通の会計処理を要求しているため、まず第一歩として、会計ポリシーの完全な調査」・「IFRS は、U.S.GAAP より未開発であるから、より詳細な企業のポリシー」・「特に、SOX 法セクション 404⁽³⁶⁾の報告目的効果を確実とするため、測定や内部統制を含むシステム、変更テストの変更」といった必要事項を指摘している。また、特に、変更にかかる負担は、多方面に悪影響があるとし、具体的に以下の 3 つを指摘した。すなわち、①発行体は、一定期間中、二重の会計システムを維持することが要請されること ②システム・コントロール・手続きの変更には、十分な準備期間を要するが、その期間中に、IFRS が早いスピードで変更を継続すると、発行体が、IFRS の組み込み計画において、課題

を追加される可能性があるため、会計基準を一定期間不变とするための「安定的プラットフォーム」が必要であること（但し、「安定的プラットフォーム」は、表面化した問題への基準設定主体の取り組みを抑制する可能性がある）③特定の業界が、不均衡な影響を被ること（たとえば、金融機関は、IFRSの組み込みのためのシステム変更やコミュニケーションのための十分な時間が必要）といった点である。

そこで、スタッフは、米国の発行体の会計システム、統制および手続に与える影響について分析すべく、①IFRSの組み込みを促進するため、発行体の会計システム・統制および手続に変更を実施するのに必要な範囲・計画および見積時間の決定、②「安定的なプラットフォーム」との関わりについての検討（表面化した問題への取り組み時間を含む）の2つの要素について決定・検討を行うこととした。

「プログレス・レポート」において、スタッフは、「MoUプロジェクト以外のIFRSとU.S.GAAPの比較を行っているところであり、完了後、手続の変更の実施に必要な範囲・計画および見積時間を評価」し、「発行体との議論により、適用可能な会計上の要請の範囲や内部プロセスへの影響に関し、発行体の間で生ずる著しい差異を理解」すること、そして、「子会社がすでにIFRSを採用している多国籍発行体にとって、ある管轄から他の管轄へのIFRSの適用は、既存の不整合の有無を検討する必要があり得る」とする旨の報告を行っている。

さらに、スタッフは、「発行者の会計システム・統制や手続きに対する変更で、MoUプロジェクト以外の関連事項について、これらを引き受けるのに必要な時間や努力への理解を促すアドバイスの募集を行う予定であり（一方で、FASBは、MoUプロジェクトに関する発効日や移行問題に関するコメントを募集するディスカッション・ペーパーを発行済）、得られたアドバイスは、発展の可能性がある移行の手法に関し、スタッフの分析に

取り込まれる」こと、また、「これらの変更の重要性を評価するため、既にIFRSを組み込んだ管轄の実地調査を予定している」旨、報告している。

（2）契約上の取決め

「ワーク・プラン」によれば、ロードマップ案において、SECは「企業の契約は、しばしば、明示的あるいは黙示的に、U.S.GAAPの利用の有無を要請される。たとえば、企業が債券を発行する場合、U.S.GAAPに基づく財務制限条項を付するか、U.S.GAAPに基づいた定期的な財務諸表報告を要請されることとなっている。同様に、リース契約や従業員補償プランは、U.S.GAAPの財務情報をを利用して計算した測定値に基づく」ことを指摘しており、会計基準が私的な契約に条件として盛り込まれていることに対して懸念を持っている。

ロードマップ案に対するコメント・レターも、「米国の資本市場において、IFRSの組み込みがいかに行われるかによって、米国の発行者は、契約の再交渉か二つの会計基準への準備を要請される。また、報告された情報が変更となった場合、既存の契約に基づく活動も影響を受ける」旨の懸念を指摘している。

そこで、スタッフは、米国の発行体のための財務報告システムに、将来、IFRSを組み込むことを決定した場合、契約上の取決めにおける影響を分析し、①組み込みにより影響を受ける契約上の取決めの範囲や傾向、および影響を受けるやり方の算定、②契約で保証された取決めへの影響が懸念されることから、これに対処するため、コスト、能力、計画および見積り時間の決定の2つの要素を特定した。

「プログレス・レポート」によれば、スタッフは、2010年8月、パブリック・コメントを実施し、「多数の分野から、（1）米国の発行体の財務報告システムへのIFRSの組み込みによって影響を受けるのは、どの種類の商事契約上の取り決めか、適用・解釈または強制力において、どの範囲まで影響が

あるか （2）契約の相手方は、どのように IFRS の組み込みの影響に取り組むことが推測されるか （3）移行に多くの時間を要する場合、移行期間中、組み込みの潜在的な影響がどのように作用するかについての意見を募る」とこととし、「コメントは同年10月18日に締め切られ、分析中である。必要に応じ、発行体と面談も予定している」ことについて、報告している。

（3）コーポレート・ガバナンス

「ワーク・プラン」によれば、ロードマップ案において、SECは、「米国の発行体のための財務報告システムへのIFRSの組み込みは、発行体のコンプライアンスやコーポレート・ガバナンスに影響し得る。たとえば、2003年のSOX法により、SECは、登録者に対して、監査委員会における『財務専門家』を少なくとも一人設置し、その氏名と独立取締役であるか否かの公開を要請するルールの適用や、教育や経験の必要性もある」ことを指摘している。

この領域に関連したロードマップ案に対するコメント・レターでも、「NYSEやNASDAQ、AMEXのルールは、上場会社の監査委員会が財務的に精通していることや、上場会社の監査委員会には、会計または財務関連の高度の経営専門知識があるメンバーを少なくとも一人設置しなければならないことを要請しているが、『財務専門家』の資格がある多くの取締役のメンバーにはIFRSの経験がない。IFRSの強制適用には、取締役への追加的なIFRSのトレーニングを要する」旨、指摘している。

スタッフは、「財務報告システムへのIFRSの組み込みは、米国の発行体に対し、監査委員会の財務専門家の認定や証券取引所上場において、より広くは、コーポレート・ガバナンスの遵守においても、困難な課題をもたらし得る」とこと、「他の規制当局が遵守を要請する基準に、潜在的な影響がもたらされるのと同様、財務報告上の変化は、上場企業が遵守を要請される数値基準にも影響があることが懸念されることから、コーポレート・ガバナンス

基準の遵守に与える影響について、①コーポレート・ガバナンスに与える潜在的影響および組み込みに関連する懸念の決定、②コーポレート・ガバナンスの懸念に対処するために可能なアプローチおよびこれらのアプローチを実行するために必要な範囲・計画および見積時間の決定 の2つの要素を特定することとした。

上記に対し、「プログレス・レポート」では、スタッフは、「2010年10月18日に締め切ったパブリック・コメントを分析中であり、また、必要に応じて、コメントを寄せた発行体等と面談を予定している」旨を報告している。

（4）訴訟の偶発性の会計

「ワーク・プラン」によれば、ロードマップ案に対するコメント・レターにおいて、「IFRSに基づく訴訟の損失の偶発性」に関する懸念が示されている。ABA（アメリカ法曹協会）委員会は、「IFRSに基づく偶発性の計算は、U.S.GAAPよりも低い認識で利用したり、追加的なディスクロージャーを要求されたりするため、深刻な懸念がある」旨、指摘している。これらの懸念には、「訴訟が頻繁な社会における、会社と株主への損害の回避」や、弁護士・顧客間の秘匿特権および弁護士の職務活動の成果（work product）への保護の低下に関するものが含まれている。また、「偶発性のディスクロージャーは、2008年にFASBがこれを提案したとき、法曹界からの反対によって、米国での利用が拒否されたが、IFRSが強制適用されたときに、同様の問題が生じ得る」とする指摘もあった。

「ワーク・プラン」では、スタッフは、米国社会・規制環境において、IFRSに基づく訴訟の偶発性に関する会計およびディスクロージャーの要求に与える影響・懸念について、①IFRSに基づく訴訟の偶発性に関する会計およびディスクロージャーの要求に関する懸念についての、発行体、法律専門家および投資家との議論、②懸念に対処し得るアプローチと、これらのアプローチを実施するために必要な範囲・計画および見積時間の決定 の2つ

の要素を特定し、議論等を行うこととした。

上記要素に対し、「プログレス・レポート」では、スタッフは、「現在、FASBが、損失の偶発性のディスクロージャーに関連したプロジェクトを、IASBが、損失の偶発性の認識・測定およびディスクロージャーに関連するプロジェクトを、各々推進中であることから、スタッフは、これらの2プロジェクトをフォローし、IFRSとU.S.GAAPの相違による潜在的影響を追及中である」こと、「様々な関係者の意見の差異を検討するため、両プロジェクトのコメント・レターをレビュー中である」ことを報告している。

（5）小規模発行体対 大規模発行体

「ワーク・プラン」によれば、この領域に関連したロードマップ案に対するコメント・レターでは、「IFRSへの移行は、小規模発行体には耐えがたい負担である」、「IFRSの移行により、大規模な多国籍企業には相当の移行コストが、小規模発行体には不釣り合いなコストが強いられる」（独立した2つのコンサルタントの研究による指摘）といった懸念が示されたが、反対に、「影響は非常に小さく、発生する影響の殆どは、どのケースでも、有意の綿密な調査に従うと、例外的か、または一回限りの取引において発生する」とするものもあった。

スタッフは、米国の発行体の財務報告システムにIFRSを組み込むことにより、大規模発行体とは異なる形で小規模発行体に与えられる影響について、①発行体の規模によってIFRSの組み込みの影響が異なる場合の取扱方法の決定、②組み込みを行うに際し、小規模発行体への不釣り合いな影響に対する懸念を緩和するための可能なアプローチおよび実行に必要な範囲・計画および時間見積りの決定 の2つの要素を特定した。

上記決定に対し、「プログレス・レポート」では、スタッフは、「この領域について理解する努力を継続中であり、また、他の管轄において実施された規模をベースとする移行対策を特定し、同様の対策を、米国の発行体にも行う

べきであるか否かの決定を行う予定である」旨、報告している。

以上のとおり、IFRS の組み込みによって、最も影響を受ける発行体の分野においては、懸念事項について、「4. 規制環境への影響」分野に次いで多い5つの領域に分類した上、「ワーク・プラン」において、それぞれの領域において、決定をする要素を特定している。本分野は、「4. 規制環境への影響」と同様、いかに IFRS の組み込みを実行するかがテーマであるため、それぞれの領域において、手続の変更を実施するのに必要な範囲・計画および見積時間の決定が要素の主なものとなる。領域によって、SEC や FASB 等の規制当局・基準設定主体が、発行体にもたらされる影響を勘案して、法整備や制度設計を準備・対応していくべきものと、発行体自らが主体的に準備すべきものとがあり、前者には、(1) 会計システム、統制および手続き (4) 訴訟の偶発性の会計 (5) 小規模発行体対 大規模発行体、後者には、(2) 契約上の取決め (3) コーポレート・ガバナンス が分類されると考えられる。

前者に関し、SEC にとっては、「3. 規制環境への影響」でも強く懸念されている「二重の会計基準」への対処 ((1) と (5) において言及) と、発行体が、IFRS への移行を支障なく遂行することを可能とする「安定的プラットフォームの構築」((1) において言及) の2点が、特に重要な課題として認識し得る。SEC が IFRS 組み込み・移行を推進するにおいて、いかに発行体側の受け入れ可能なオプションを、時期を外さずに用意・提供できるかが、発行体をはじめとする米国資本市場の関係者にかかる負荷・コストの軽減や、SEC の推進力につながる。これら2点がまさに該当するポイントであると考えられる。「プログレス・レポート」のスタッフの報告によれば、現在は、調査・評価の途上にあり、更なるコメントの募集や、他の管轄下の実地調査を予定する等、今後、進展していく模様である。

後者に関し、SECは、追加のコメント・レターの分析や、発行体との面談等、発行体の状況を把握し、手続の変更を実施するのに必要な範囲・計画および見積時間の決定を行うとしている。後者の要素は、原則として、発行体自らの責任で対応していくものであるが、SECとしても、発行体に対してIFRS組み込みに対する理解と対応を促し、発行体の状況をにらみつつ、発行体の履行が可能なIFRSの移行計画策定・推進を行う立場にある。たとえば、IFRSが強制適用された場合、SECに登録を行っている企業において、SOX法や上場取引所規則より、監査委員会の「IFRSに対応できる財務専門家」の設置義務((3)において言及)が生じる。強制適用時に、「IFRSに対応できる財務専門家」が必要数存在していない場合には、規制当局において何らかの対応を講じる必要のある領域となる可能性も考えられよう。

おわりに

米国会計基準に関しては、弊害が顕在化した細則主義から目的志向主義への転換に向けた改善努力をしているものの、実態として、細則主義の米国会計基準およびそれに基づくSEC宛の財務報告書を利用し、必要としてきた背景には、米国の規制環境や訴訟社会という特有の事情がある。一方で、国際的な資本市場において孤立するリスクを取れない米国が、IFRSに否定的な立場をとることは困難であり、現実として、いわゆる原則主義であるIFRSの組み込みをいかに行うか、それに際し、米国の資本市場とその関係者、ひいては直接にSECの管轄にはないが、関連して影響を受ける業界規制当局や企業の利益を損なうことのないよう、国内外の調整をいかに推進するか、SECには、国益を背負った重い課題が課せられているといえるかもしれない。

本稿では、IFRSに対するSECの取り組みについて、「ワーク・プラン」と「プログレス・レポート」を中心に、状況を一覧してきた。IFRSを組み

込むための適切な意思決定の裏付けとなる「ワーク・プラン」は詳細な作業計画書であるが、その進捗の中間報告である「プログレス・レポート」によれば、かなりの作業が未だ途上にあり、また、作業自体も、計画書中のものから更に進展させ、これから実施を予定しているものも多い。よって、米国がIFRS組み込みに対して、いかに検討・準備しようとしているかについては、今後発表されるレポートもフォローしていく必要がある。よって、本稿もまた中間報告であり、今後のSECの公表を待って、分析・評価を継続していくこととした。

我が国は、税法と会社法の近接・剩余金の配当規制や、米国的な訴訟社会ではないこと等、米国と法規制や環境が異なっているという事情はあるものの、SECの課題には、我が国において共通するものが多い。IFRSの包括性をはじめとする十分な開発および適用、IFRS財団の独立性、日本の会計基準設定主体の役割、業界規制当局や発行体（公開と非公開、大規模と小規模）への影響と対応は、それらの中でも特に重要な分野・領域であると考えられる。

SECの詳細な報告書によって明確化された懸念事項や、それらに向けての調査・分析、IFRSの組み込みによってもたらされる影響に対する判断基準等を参考とすることは、IFRSの我が国への適用に向けた準備段階において、実施期間もタイトな中、非常に有効であると思われる。また、IFRSの一部が日本の会計基準にそぐわず、容認が困難な場合、米国も同様の状況であれば、米国とともに、IFRSの基準設定主体へ基準変更の働きかけを行っていくことも考えられよう。

SECが、IFRSの組み込み検討に際して行っているように、資本市場の規制当局が、幅広く影響のある分野を特定して分析と検討を行い、関係者のコストと利益を図りつつ、関係者の現実的な対応を可能とするためには、いかなる法整備・施策が必要であるのか、また、IFRSの目的である「グローバ

ルな資本市場における投資家への高品質な財務報告の提供」は、それらによって実現され得るのか、冷静かつ明確に意識し、検証した上で、我が国の会計基準の将来を設計していくことが望まれる。⁽³⁷⁾

以上

- (1) 米国の会計基準は、産業や取引形態に応じ、また、具体的数値基準をもった極めて細かい規定を多く定めており、約2万5000ページ近くにもなるという。ちなみに、日本の会計規範は、書物にして、5900頁程度（会社法などの法規を含む）である。田中弘『国際会計基準はどこへいくのか—足踏みする米国・不況和音の欧州・先走る日本』（時事通信社、2010）26頁。
- (2) Study Pursuant to Section 108 (d) of the Sarbanes-Oxley Act of 2002 on the Adoption by the United States Financial Reporting System of a Principle-Based Accounting System, July 25, 2003。本報告書も含め、本稿で取り扱ったSECの公表レポート・声明等は、全てSECのHP (<http://www.sec.gov/>) から取得が可能。また、本報告書を紹介したものとして、吉川満・竹口圭輔「目的志向型会計に関するSEC報告書の概要」商事法務1673号（2003）25頁以下。
- (3) 米国の状況を紹介したものとして、富塚嘉一「『原則主義 vs. 細則主義』を越えて」企業会計 Vol.63 No.1 (2011) 79頁以下。
- (4) IFRSが原則主義を採用するのは、歴史的に国際財務報告基準の形成をリードしてきた英国が、原則主義の会計基準制度をとっていたということのみならず、齋藤静樹教授によれば「IFRSも、国際的な汎用性をもつには原則主義に徹して各國制度との共存を図るほかはない」（『季刊会計基準』2007年6月、税務研究会）という事情があったことが指摘されている。なお、IFRSは、米国基準の10分の1の2500頁程度である。田中・前掲（注1）26頁。
- (5) コンバージェンス（convergence）とは、「収斂」または「統合」と訳され、もともと2ヶ国以上の会計基準をすりあわせることであると解されていたが、最近は、もっぱら後者の統合という意味で使われるようになってきていることが指摘されている。広瀬義州『IFRS財務会計入門』（中央経済社、2010）5頁。
- (6) IFRS財團評議員のハービー・ゴールドシュミット氏は、2010年12月13日、「IFRSは深刻な岐路に立っている」と題するスピーチを公表。「仮に米国がIFRSの組み込みに否定的な決断を下した場合に起こり得るシナリオとして、①

IFRS を支持する国々の連携が崩れ、会計基準は2000年以前の分裂状態に逆戻りし、その結果、透明性・比較可能性の欠如やより高額の費用といった大きなコストを負わなければならなくなる。②米国は孤立し、また、米国の積極的な IFRS への参加が無い場合、「国際会計基準の質は悪化する」との警告を発している。
(<http://www.ifrs.org/News/Announcements+and+Speeches/IFRS+Critical+Crossroad.htm>)

(7) SEC による公表物では、2008年11月24日の公表物（「ロードマップ案」詳細後述）より前まで、IFRS の米国の発行体への適用に関して言及する文脈において、「adoption（強制）」という単語を見受けるが、2010年の委員会声明等の公表文書においては、ほとんど「incorporate」という単語が全面に出てくるようになっており、SEC の IFRS に対する取り組みスタンスのトーンの変化と捉えることが可能かもしれない。この「incorporate」という単語に相当する日本語の訳語は、SEC がこの単語を持ち出すようになってから現時点（2011年1月）まで未だそれ程の期間が経っていないため、日本における関連の公表文書・論稿等では、定訳という程、定まった訳語はないようである。その中で、米国の財務会計基準審議会の国際研究員である川西安喜氏が、本稿で取り扱う SEC の公表文書の委員会声明と「ワーク・プラン」に関する論稿「グローバルな会計基準に関する米国 SEC の声明」会計・監査ジャーナル No.658 (2010)において、「incorporate」に「組み込む」という訳語を当てていること、リーダーズ英和辞典（第2版）において「incorporate = 組み込む」とあることから、本稿では、「組み込み」としておくこととしたい。

(8) 本稿が取り上げる「ワーク・プラン」については、概要を紹介した論稿として川西・前掲（注7）、「プログレス・レポート」については、金融庁企業開示課が、平成22年11月15日開催の企業会計審議会において、「全体の要約との性格ではなく、比較的重點を置いていると思われる部分を、（金融庁の）事務方の責任でまとめた」（同課長発言）4頁の資料（http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyou/siryou/soukai/20101115/05_b.pdf）があるが、詳細を紹介・分析した公表資料・論稿としては、現時点（2011年1月）、本稿が先行するものと思われる。なお、本稿においては、「ワーク・プラン」と「プログレス・レポート」を詳細に紹介しているという性格上、原文の参照対応個所を逐一注釈とした場合に、注釈数が極めて多数となり適当ではないため、省略している。

(9) 企業会計審議会の公表資料は、全て金融庁のHP（http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyou/top.html）から取得可能。同報告は、会計基準を巡る国

際的な動向と我が国の会計基準の在り方に関する関係者間の討議や各方面的指摘を総括したもの。報告書中、「我が国として、将来を見据え、コンバージェンスの推進のみならず、(中略)我が国企業に対してIFRSに基づく財務諸表の法定開示を認め、ないしは義務づけるためのロードマップ(行程表)を作成し、具体的な展望を示すべきとの指摘が各方面からなされている」旨が述べられ、更に詳細なロードマップ策定の課題認識があるともとれるが、現在(2011年1月)迄、追加の公表物はない。同報告書では、「我が国におけるIFRSの適用に向けた課題と取り組み」として、(1)基本的考え方、(2)課題(①IFRSの内容、②適用言語、③設定のデュー・プロセス確保、④実務の対応、教育・訓練、⑤設定やガバナンスへの我が国の関与強化⑥XBRLの対応)、(3)任意適用(①対象、②並行開示、③適用IFRS、④適用時期、⑤個別財務諸表の取扱い)、(4)将来的な強制適用の検討(①判断の要素・時期、②対象・方法、③個別財務諸表の取扱い、④非上場企業の任意適用の取扱い)との項目を立てており、取り組みの方向性は伺えるものの、詳細な具体的方法論の記載迄には至っていない。

- (10) 2005年4月に、ニコライセン氏が、ノースウェスタン大学において、「遅くとも2009年までに、米国外の発行体が、IFRSに基づいて作成した財務諸表について、U.S.GAAPへの調整表(IFRSとU.S.GAAPの差異の提示や、数値との不一致を調整するための表)作成義務を撤廃する。そのために、必要な分析やプロジェクト、スケジュール(ロードマップ)を示す」とする趣旨の講演を行ったもの。本講演のレポートも、SECのHPから取得可能。
- (11) ニコライセンの「ロードマップ」の主たる目的は、米国外の発行体の調整表作成義務の撤廃におけるが、その内容は、米国外の発行体へのIFRS適用容認等の規制にとどまらず、米国の発行体へのIFRS適用規則案の一連の規制動向の原点であることについて、また、ニコライセンの「ロードマップ」概要について、杉本徳栄『アメリカSECの会計政策-高品質で国際的な会計基準の構築に向けて』(中央経済社、2009)307、310頁。
- (12) FASBとIASBの共同プロジェクトの経緯等、IFRSを巡る国際的動向の簡潔な資料として、日本公認会計士協会のHP(<http://www.hp.jicpa.or.jp/>)掲載「コンバージェンスの歩み 第2章国際財務報告基準(IFRS)への収斂の国際的動向」。
- (13) いわゆる「ラウンド・テーブル(円卓討論)」。2007年3月～2008年8月にかけて、SEC主催により、以下の4討論会が開催された。①IFRSロードマップ案に関するラウンド・テーブル(Transcript of Roundtable on International Fi-

nancial Reporting Standards Roadmap, March 6,2007) ②米国市場におけるIFRSに関するラウンド・テーブル (Transcript of Roundtable on IFRS in the U.S. Markets, December 13,2007) ③米国において、IFRS適用を取り巻く近年および潜在的に拡張し得る将来に渡る実務上の問題に関するラウンド・テーブル (Transcript of Roundtable on Practical Issue Surrounding the Use of IFRS in the U.S. in Recent Years, and Its Potential Expanded Use in Future Years, December 17,2007) ④IFRSに関するラウンド・テーブル (Round-table Discussion on International Financial Reporting Standards, August 4,2008) 概要について、杉本・前掲（注11）313～315頁。

- (14) 2010年2月の委員会声明によれば、投資家、規制当局、財務報告書の作成者、会計士、弁護士、その他の専門家、学者、会計基準設定主体、国際機関を含む様々な関係者から、200通を超えるコメント・レターが寄せられたとしている。
- (15) 川西・前掲（注7）13頁。
- (16) 委員会声明によれば、コメント・レターを検討した結果、複雑性が増すこと、報告システムの二重化により米国の発行体との間の比較可能性を欠くこと等を理由として、大多数が早期適用に反対していたことから、見送ったとしている。つまり、米国において、IFRSの米国会計基準への組み込みに向けた具体的な進捗は、関係者が受入れ可能と判断できるまでの進展に至っていない状況にあると推測される。
- (17) 例えば、SECという連邦規制当局・市場監督者の立場から見ると、法定配当や株式買戻制限といった分野は、州毎の会社法の領域、すなわち州の管轄に属するものであって、州の管轄内の法制に関し、SECが考慮・斟酌を行うことは適当でないとの判断が行われたのかもしれない。但し、「D.③連邦税と州税への影響」に関しては、「プログレス・レポート」において、スタッフは「州の税務局代表への実地調査を計画している」等、分析・検討の範囲に含め、その進捗を報告している。会社法と税法で、SECの取扱が異なる事情について、「プログレス・レポート」中に特段の言及は見られない。
- (18) 「プログレス・レポート」において、国名は挙げられていない。IFRS財團評議会副議長の藤沼亜起・中央大学教授によれば、「カナダ、韓国、インドが、IFRSの強制適用を採用」しているとのことである。（2010年11月26日、日本証券アナリスト協会において開催された、同教授による「国際会計基準（IFRS）と日本の対応 歴史的考察 ガバナンス体制 今後の展望」講演会における発言・資料より）

- (19) SEC内では、全くの白紙ではなく、ある程度の方向性を固めつつあるのではないかと推測される動きもある。2010年12月9日、SECの次席会計士であるポール・ベスウィック氏は、ワシントンD.C.において開催された米国公認会計士協会の全米会議のスピーチにおいて、あくまでアイディアであるとしつつ、「米国の資本市場がIFRSに移行すべきか、また、どのように移行すればよいかについて、結論には達していないが、ConvergenceかEndorsementの間として、『Condoresement』アプローチを考えている」という見解を述べている。「Condoresement」の概要は、ベスウィック氏の発言内容によれば、「米国会計基準は継続させること。IASBとFASBは、既存の覚書に基づいて、統合プロセスを完了させること。IASBまたはFASBにない基準については、新たな統合プロセスをとること」といったアイディアが読み取れる。つまり、強制適用はあり得ず、IFRSの開発に強くコミットして影響力を及ぼしつつ、米国基準とIFRSを統合させていく戦略かと推測される。[\(http://www.sec.gov/news/speech/2010/spch120610pab.htm\)](http://www.sec.gov/news/speech/2010/spch120610pab.htm)
- (20) 「IASC財団」はかつての名称。「IFRSの位置づけを明確にし、公的説明責任を向上することをねらいとする」ことを理由として、2010年7月以降、定款変更によって「IFRS財団」に変更されている。
- (21) モニタリング・ボードは、①欧州委員会の責任あるメンバー ②証券監督者国際機構（IOSCO）新興市場委員会議長 ③IOSCO専門委員会議長 ④日本金融庁長官 ⑤SEC ⑥オブザーバーとして、バーゼル銀行監督委員会委員長から構成される。評議員会とIOSCO等の公的権限を有する機関との間に正式に連携を図ることを目的として設置されている。廣瀬・前掲（注5）217～218頁。
- (22) 評議会は、会計基準に関わる専門的な事項以外のさまざまな業務（資金調達およびその維持、評議員会の運営手続の設定、IFRS財団が活動するための法的実態の決定、会議の一般への公開、年次報告書の発行、IASBのメンバーの任命、IFRS財団の予算の承認および資金調達基準の決定、IASBのデュー・プロセスの設定および遵守状況の検証等）を担当する中心的組織である。廣瀬・前掲（注5）215～216頁。
- (23) IFRS財団国際会計基準審議会（IASB）によるパンフレット「財団とその活動の紹介（2011年1月）」（日本公認会計士協会のHP (<http://www.hjp.jicpa.or.jp/index.html>) から取得が可能)によれば、「IFRS財団は、独立した基準設定主体であるIASBの活動を支援するための資金を供給する、非営利の民間団体である」とし、その資金調達方法として、4つの原則と2つの実務のポイントか

ら説明を行っている。4つの原則とは、「(1) 広範囲な：世界の資本市場からの広範囲な市場参加者が資金を拠出している (2) 強制的な：関係する規制当局からの公式な支援があり、法域内の受益者へ適切な資金負担がなされている (3) 開かれた：組織の独立性をおびやかすような、あらゆる特定の行動には、左右されない (4) 各国固有な：測定のための主要な決定要素としてGDPを利用し、世界の主要な経済大国により比例して負担されている」とするもので、実務のポイントとしては、「多くの国において、上場及び非上場会社に対して、強制的に課金される」「直接的及び間接的に多数の団体により資金拠出されている」という2点を挙げている。

- (24) The Financial Crisis Advisory Group。グローバルな規制環境における金融危機や潜在的な変化によって影響を受ける基準設定に関し、FASBとIASBに助言を行うため、設立された。メンバーは、金融市場において広く国際的な経験をもつ上級クラスのリーダーで、主要な世界的銀行・保険・証券会社の規制当局によって監視されている。
- (25) Report of the Financial Crisis Advisory Group (July 28,2009) は、FASBのHP (<http://www.fasb.org/home>) から取得が可能である。
- (26) IASC Foundation, Due Process Handbook for the IASB (October 2008)。以下サイトから取得が可能 <http://www.iasb.org/NR/rdonlyres/1E8D75B7-927F-495B-BE4A-04C9BE967097/0/DueProcess09.pdf>.
- (27) Policy Statement: Reaffirming the Status of the FASB as a Designated Private-Sector Standard Setter (April 25, 2003)
- (28) IASBは、米国の投資家から2名を新しいIASBのメンバーとし、また、IFRSの採用国であるかを問わず、地政的に分散した国から約40の個人からなるアドバイザリー・カウンシルを設置した。アドバイザリー・カウンシルには、米国の主要な投資家機関を代表する投資家サブ・グループが設置されている。
- (29) 現在のデュー・プロセスの期間は、パブリック・コメントが120日、協議が30日とされている。
- (30) IFRS財團の内部組織の一つで、権威のある指針が無い場合に、認められない処理が行われるおそれがある会計問題について、概念フレームワークの枠内で解釈を行い、指針を公表することを目的としている。
- (31) 詳細について、坂本雅士「会計基準の国際的統合化と確定決算主義」租税研究92-103 (2009) 93~92頁。
- (32) 会社法461条2項6号、会社計算規則158条4号。

- (33) 江頭憲治郎『株式会社法』(有斐閣、2009) 35、619頁
- (34) アメリカにおいては、州毎の会社法において配当金分配規制があるが、典型的なものとされるデラウェア会社法では、資本から剰余金への移し替えは取締役会決議で可能である。また、改訂模範事業会社法においての配当制限は、配当金を支払うと債務の弁済が不能になる場合に、配当不能とする支払い不能禁止基準を取っており、いずれにしても、配当制限はかなり緩やかで、このように名目資本維持の観念を持たず、配当可能利益の計算にもともと柔軟性があるアメリカにおいては、IFRSの導入によっても、配当可能利益の計算について大きな問題は発生しない、とする指摘について、猪熊浩子「会計基準の国際化と配当可能利益の動向」国際会計研究学会年報(2009) 102~103頁以下。
- (35) FASBとIASBが、2011年6月をターゲットとして、特定の項目（企業結合、金融商品、財務諸表の表示、無形資産、リース、負債・資本、収益認識、連結、認識の中止、公正価値測定、退職給付）につき、IFRSと米国基準とのコンバージェンス（差異の解消）の完了を目指しているジョイント・プロジェクト(Memorandum of Understanding)。「プログレス・レポート」2頁。
- (36) 内部統制の経営者の評価(Management Assessment of Internal Controls)に関する規則。「(a) 要求される規則」において、「SECは、1934年証券取引所法第13条(a)または第15条(d)(15 U.S.C. 78mまたは78o(d))により要請される各年次報告書に、内部統制に関する報告を記載するよう義務付ける規則を定めるものとする」定めがある。同規則では、SECの定める規則中に、「(1) 適切な内部統制体制と財務報告手続の確立・維持のための経営者の責任を明記する(2) 発行体の内部統制体制と財務報告手続の有効性につき、発行体の直近の会計年度が終了した時点での評価を含める」ことを要求しているもの。
- (37) 我が国のIFRSの組み込みアプローチに関する提言として、弥永真生「『コンバージェンス』とアドジョン」企業会計 Vol.63 No.1 (2011) 79頁以下。弥永教授は、一方的にIFRSに日本基準を寄せていくコンバージェンスの弊害（企業の財政状態等を適正に示さない会計基準の設定・改廃、コスト負担や非上場大会社の検討の欠落等）を指摘しつつ、国際的に資金調達や企業グループ展開を行っている企業に対しては、指定国際会計基準の任意適用を認容する必要があること、企業間比較可能性の確保のために強制適用を定める場合には、上場企業にもたらされるコストとベネフィットや、IFRS開発に対する発言力の強化（EUは、強制適用を背景としてIASBに大きな発言力を持っているものと推測されている）の点等を勘案すべきであると述べられている。金融庁・企業会計審議会において、

資本市場関係者のみならず中小・非公開会社も含めた十分な調査・分析や、より大局的・戦略的な議論が必要である。